

○渋谷英彦委員長 それでは、皆さん、お疲れさまです。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は1件であります。

議第60号「令和3年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

○岡田光正委員 それでは、1点質疑させていただきます。

補正予算の新型コロナウイルス感染症対策においてということで3,042万9,000円、これ、地方創生臨時交付金、この中から特に水産業流通力強化総合支援事業、これが今回多いわけですけれども、具体的な支援内容、どういったもの、先ほど物産展というような話がありましたけれども、具体的に何で水産業なのか、この辺も含めて教えてください。

○杉山佳丈水産振興課長 ウェブのお魚物産展のまず内容についてということでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、今、通販サイトというものが非常に広がりを見せているというところがあります。そういった中で、この動きというのは全国的に広がりを見せていると。そうした全国的な広がりの中で、やはり競争も激化しているというところがあります。通販サイトを開いている皆さんの販売の促進を図るためにも、ウェブ上に物産展を開催させていただきまして、そこに来店していただいて販売の促進、また、さらには、新たな顧客の獲得、そういったものをやっていただきたいというのが1つあります。

また、もう一点の考え方としましては、今、ECサイトとかという、そういう流れというのは知っているけれども、やはりそういった知識的なものが乏しくて不安を感じている、また、ウェブのサイトを構築するにも費用がかかりますので、そういった費用的な問題もあろうかというところもありますので、そういった面で、新規の出店の支援をさせていただきたいというところで、サイトの構築であるとか、顧客の対応、また、商品の発送であるとか、そういった点を支援させていただいて出店につなげさせていただく。

新しく出店をしても、そのサイトを知っていただかなければお客は来ませんので、先ほど申し上げた物産展に新規の顧客が参加していただければ、その物産展で集客されますので、そこで新しい顧客も獲得していただける、そういったものを目指していきたいというように考えております。

2つ目のなぜ水産業なのかというところでございます。

前段で申し上げましたように、こういったウェブの取組というのは非常に強い動きがあります。そういった中で、物産展においても県のレベル、また、市のレベルで多くの自治体が物産展をこれまで開催しておりますし、これからも開催していく流れというのが強くなっていくかと思えます。物産展を構築しましても、そのサイトを開いていた

だかなければ何の効果も出てきませんので、そういった点で、本市においては水産業というのが基幹産業でありまして強みがありますので、その強みを前面に出させていたでいて、ほかの物産展との差別化を図りまして、集客を図らせていただいで、より多くの皆さんに来ていただいで購買をしていただいで、そういった効果が見込めるのではないのかというところで、ウェブのお魚物産展として開催させていただいで、そういうものでございませう。

○岡田光正委員 そうしますと、この間、ふるさと納税のいろいろお礼品の各金額に、その関係、ウェブの、行うという御案内がされていたかと思うんですよね。ただ、説明会が中止になりましたけれども、そういった中でやはり、僕、何が言いたいかというと、単に水産業というんじゃないでなくて、そこも含めたものというものも考えてお金が出せるものなのかどうなのか、ふるさと納税からも。そういったもの、すなわち、要はウェブサイト上の物産展、こういう形のもので出すのならば、やるのならば、そういったものに参加してもらえば、単に水産業というのにこだわるんじゃないでなくて、他の産業、農産業においても同じことだと思ふものですから、その辺の扱いというはどうなんでしょうか。

○杉山佳丈水産振興課長 ふるさと納税の関係にまずお答えをさせていただきますと、やはりウェブについての知識がなかったというところもありますので、ふるさと納税の返礼品についても参加ができなかったという事業者もいらっしゃるかもしれないので、そういった点で、こういった取組をさせていただいでことによつて、ふるさと納税の返礼品につながっていくのではないかなというところを期待しております。

また、さらには、水産の物産展を通しまして本市の魅力が、日本全国を対象にして開かせていただきますので、魅力発信になると。そういった点を通して焼津のファンになっていただいで。そのファンになっていただいでというきっかけを通して、水産業以外の商品に対しても関心を持っていただいたりとか、また、本市を訪れていただいでなど、そういったきっかけづくりの1つになるのではないかとこのところも期待しているところでございます。

○深田百合子委員 3点お伺いしたいんですが、1個ずついいですか。

初めに、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援支給事業費、これ、国の感染症セーフティーネット10分の10ということなんですけれども、対象者、対象世帯はどのくらいですか。人数によつてまた違ふと思ひますが。

それから、これは貸付限度額に達した人が対象になっていると思ふんですが、達していない人というのは実際にはいたんでしょうか。そういう人たちに対する市独自の検討というのはなされましたでしょうか、伺いたいと思ひます。

○杉山広晃地域福祉課長 深田委員の御質疑にお答えします。

まず、1点目ですけれども、対象者、対象世帯ですけれども、本市の対象者は18名になります。18世帯になります。

続きまして、対象に漏れた方なんですけれども、そのほうは要件がございまして、今回の延長の前に、再貸付というか、2段階に分かれておりまして、その方々、ずっと令和2年度の6月ぐらいから小口資金から始まって生活福祉等がありましたけれども、継続して借りている方が対象になっております。漏れた方というか、継続して借りていな

い方がここに上がると思うんですけれども、そちらの方は対象に上がっていないものですから、市独自のものも今のところは検討はしておりません。

以上でございます。

- 深田百合子委員 分かりました。継続して借りていないって、借りたくても借りられない、返せないから。そういう人たちが大勢いるというのも私は聞いております。ぜひ市独自のをまた検討していただきたいなと思います。

次に行きます。

9款の感染症拡大防止資機材整備事業費（新型コロナ緊急対策）で、これは公共施設に対する資機材の整備、備品購入費ということですが、対象の公共施設、それと、備品購入費の内容についてお聞きしたいと思います。

- 石川雅章地域防災課長 それでは、深田委員にお答えいたします。

実際に消耗品関係で備品関係の内訳でございます。

まず、衛生用の消耗品としましては、新庁舎やターントクルこども館、総合福祉会館、大井川福祉センター子育てサポートルームなどに配備いたします、手指用のアルコール消毒液、こちらは新庁舎用ですが、15リットルのものを16箱、清掃用のアルコール消毒液、ターントクルこども館、20リットルのものを10箱、感染防止パネル、新庁舎の会議室用のものが82本、アクリルパーティション、ウェルシップ等で、これが30本、ペーパータオル、270袋、フェースシールド、159個、その他、子育てサポートルームで使用する消耗品としては、おもちゃ除菌ボックス、使い切りの手袋などを購入するものでございます。

次に、備品関係ですが、こちらについては来庁者の体温を自動で監視するサーモグラフィ式カメラ、一度に検温可能な大型のサーモグラフィーにつきまして、新庁舎、あと、とまとびあ等の子育てサポートルームに4台を配付いたします。

その他ですが、デスクパーティション、192個、これが新庁舎、オゾン発生器、1台、とまとびあ、空気清浄器、2台、総合福祉会館と大井川福祉センターでこれなどを配備いたします。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要である物資や資機材の備品、消耗品の配備のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

- 深田百合子委員 分かりました。

今回は公共施設ということで、今まで令和2年度で必要な消耗品、そして、サーモグラフィもとまとびあとか総合福祉会館にも配備されるということで、これらは予算としては一般財源になっております。

財源のことをお聞きしたいんですけれども、一般財源が4,080万7,000円で、感染者セーフティーネットを地方創生臨時交付金の3,042万9,000円、1つだけ10分の10の国の補助なのですけれども、一般財源の4,087万7,000円を財政調整基金で取り崩すということではよろしいでしょうか。

- 増田恵子財政課長 財源についてでございますけれども、深田委員にお答えをいたします。

財政調整基金は、基金の性質上、不均衡を是正するということで、歳入の不足分を、

不均衡を埋めるということで財政調整基金を今回取崩ししておりますけれども、最終的には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうが現在歳入計上をしてございますけれども、今まで1号補正等で歳入で上げてあるものにつきまして、事業のほうが進んでいくにしたがってだんだんと差金が出てまいりますので、その辺りで財源が、交付金のほうが余ってまいるという予測もありますが、その際には、また歳入の補正のほうは、どこかの補正予算でお願いをするということもございます。今回の分につきましては、財源の不均衡を止めるということで財政調整基金のほうを取崩しております。

以上です。

○深田百合子委員 そうしますと、令和3年度の地方創生臨時交付金ということでよろしいですか。1号補正の差金というのは、令和3年度分ということですね。

○増田恵子財政課長 深田委員の御質疑にお答えをいたします。

もう令和3年度になっておりますので、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうになります。

以上です。

○深田百合子委員 もう一つ、今回4,080万7,000円が差金で、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金でまかなえるのではないかという見通しもあると思います。そうしましたら、今後、福祉や教育施設などの公共施設、準公共施設に対する感染防止資機材を令和2年度も提供した実績がありますので、これを今後も拡充していくということで受け止めてよろしいでしょうか。

○増田恵子財政課長 今後も拡充していくかという御質疑ですけれども、まだ事業が進んでいるところがございますので、今後につきましては、まだこれからということになりますので、今後についての予定等については今ここでお答えすることが、申し訳ないですが、できない状況です。感染状況を踏まえて、事業のほうを行っていきたいと考えています。

○深田百合子委員 分かりました。また臨時会があるかもしれないということも私たちは受け止めておいたほうがいいのかというふうに思いました。

最後に、もう一個。

○渋谷英彦委員長 本日の予算決算審査特別委員会を傍聴したい旨の申出がありました。よって、委員会条例第19号第1項の規定により、これを許可いたしますので、よろしくお願いたします。

○深田百合子委員 公民館Wi-Fi整備事業費624万1,000円なんですけど、これは各公民館へのWi-Fiの整備をこれから行うということなんですけど、整備のスケジュール、そして、1台幾らぐらいを想定しているのか、整備も含めて伺いたいと思います。

○見崎孝之スマイルライフ推進課長 深田委員の御質疑にお答えします。

まず、スケジュールですけれども、それこそ設置までどれぐらい業者に期間がかかるかというところを少し確認させていただいたところ、専用回線を公民館のほうへ引くまでに時間がかかるということで、業者決定からおおむね4か月半ぐらい設置までにかかるということ聞いておりますので、担当課としましては、現在のところ、年内の設置を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、1台どれぐらいかかるかというところがございますけれども、それこそ業者

によっても金額が変わってくるものですから、今回上げさせている予算の中で各公民館、最適にWi-Fi環境が整うように考えながら取り組んでいきたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

- 深田百合子委員 4か月かかるんですね。普通は2か月ぐらいでできるかなと思ったけど、そんな甘いものではなかったということですね。

そうしますと、今、焼津市に貸出し用のWi-Fiがあるかと思いますが、それをこの間に各公民館で必要な団体とか個人とかに貸出しするということはできますでしょうか。

- 見崎孝之スマイルライフ推進課長 それこそ市でお借りしているモバイルのルーターとかがございますけれども、そちら、所管課のほうに少し確認をさせていただいたところ、それこそコロナ禍において、ウェブ会議の開催など使用頻度が高まっているということで、庁内においても使用が上がっているということで、一般の人たちに貸し出すことは難しいかなというふうに考えているものでございます。

以上です。

- 深田百合子委員 ぜひ増やしていただいて、再度、御検討していただきたいことを申し上げて、質疑を終わります。

- 渋谷英彦委員長 では、ほかに。

- 杉田源太郎委員 それでは、最初に、生活困窮世帯への資金の件で、先ほどの答弁の中で、一定の要件、その中に社協で継続して借りた人ということの答弁だったと思うんですけど、それで、世帯が18世帯と言われましたけど、この18世帯というのはもう既にこれで確定しているということでしょうか。

- 杉山広晃地域福祉課長 今回の支給される要件は、再貸付の終了者、1点目が終了者の数、2点目が申請時の具体収入、保有資産状況が生活保護水準以下であること、それから、3点目に、ハローワークに登録の上、求職活動を実施し、毎月市へ求職活動実施の報告をしている者ということでございます。

それで、さらに、そういった貸付、再貸付、それから、今回の新型コロナウイルス感染症生活自立支援金を申請されている方となると、本市では18名の方が該当しているということで把握しております。

- 杉田源太郎委員 これ、世帯。

- 杉山広晃地域福祉課長 18世帯です。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 18世帯ですね。

- 渋谷英彦委員長 18世帯。

- 杉田源太郎委員 18世帯、18人ということは、1人1世帯ということですね。

- 杉山広晃地域福祉課長 杉田委員の質疑にお答えいたします。

内訳がですね、単身世帯が5世帯、それから、2人世帯が3世帯、それから、3人以上の世帯が10世帯、合わせて18世帯となります。

以上です。

- 杉田源太郎委員 分かりました。

先ほどの継続というか、借りたやつ、終了者というふうに答弁があったと思うんですけど、終了者というのは、返金がもう完了しているということですか。

○杉山広晃地域福祉課長 杉田委員の質疑にお答えします。

完了というか、前までの貸付金については終了しております者もおりますし、まだこの資金を支給されている世帯もございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 まだ完全に返納し切れていない、そういう方たちでも困窮世帯支援金を受けることによって、それをまだ返済していない部分に充てるということは、別に使い道についてどうこう言うことはないということによろしいですか。

○杉山広晃地域福祉課長 使い道については、困窮者に対して支給されている額が、適切に使われていると思われましても、使い道の件については、適正に処理されているというか、思っております。

以上です。

○杉田源太郎委員 使い道について、適正に処理、どういう意味でしょうか、具体的に。

○杉山広晃地域福祉課長 支給される要件としては、困窮というものでありますので、生活費に充てているものと思います。

以上です。

○杉田源太郎委員 私が最初に聞いたのは、当然、借りていてまだ残っているんだけど、その残っているものを定期的に、私も何人かそういう援助をしたことがあるんですけど、返していかなきゃならないんですよ。そのときに支援したお金を返済金として使うこと、そういうことは駄目ですよとかは、そういうことが条件になっていますかということを知っているんです。

○杉山広晃地域福祉課長 条件はございません。

○杉田源太郎委員 それじゃ、別件ですけど、生活保護以下の生活水準にある資産内容、そういう方もこれの対象になっているということなんですけれど、生活保護以下、そういう条件にある人たちを支援していく、それはしなきゃいけないと思いますけれど、それは生活保護に結びつけるという、そういうことによろしいですか。

○杉山広晃地域福祉課長 この支給等々、市としてもさらに生活水準が落ちるという方に対しては、生活保護に至る要件がそろえば、生活保護の対象者になると認識しております。

以上です。

○杉田源太郎委員 分かりました。

それで、先ほど単身は5世帯、2人世帯が3世帯、そのほかは10世帯とお聞きしましたけれど、これは条件によって支給される金額というのは変わってきますか。

○杉山広晃地域福祉課長 杉田委員の質疑にお答えします。

条件によって変わります。単身世帯が1か月当たり6万円、2人世帯が1か月当たり8万円、3人以上の世帯が1か月当たり10万円となります。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 ちょっと計算できないので、じゃ、それはまた後で計算してきます。

次に、小・中学校の就学援助費支給認定を受けた保護者に給食費を支給するための経

費というふうに先ほど読みましたけれど、これは具体的に保護世帯、あるいは対象者というのは何人ぐらいですか。

○増田洋一教育総務課長 杉田委員にお答えします。

対象者ですけれども、小学校につきましては、既に就学援助の認定を受けている要保護児童が16人、準要保護児童が456人、それから、新規認定者として20人を見込みまして計492人、それから、中学校につきましては、既に認定を受けている要保護生徒が15人、準要保護生徒が317人、新規認定者として15人を見込みまして計347人、小中合わせまして839人を見込んでおります。

以上です。

○杉田源太郎委員 了解しました。

今もう既に認定を受けている人、これはもう認定を受けているからいいんですけど、新たに小・中学校の各何人かを予定するというですけれど、その方も本人たちが、保護者自身が認定をしなければいけないんですよ。それは大体このぐらいだということを、今人数を想定されていましたが、大体この人たちにはもう声をかけてあげなきゃいけないとか、そういうことをもう確認しているということでしょうか。

○増田洋一教育総務課長 新規認定の方につきましては、申請をしていただく必要があります。先ほど申し上げました小学校で20人、それから、中学校で15人を見込んでいるというのは、例年7月、8月、9月ぐらいの年度途中の申請があって認定する人数がおおむねそのぐらいいるということで想定しているものになっています。ですから、あらかじめそういった対象者は分かっている、それで、対象とする予定をしているものではありません。

以上です。

○杉田源太郎委員 最後にもう一つ、先ほど公民館でのW i - F i どのこのという説明をいただいたんですけど、具体的にここで、私も大井川公民館で講座を引き受けたことがあるんですけど、今からこれをやろうとしているいろんな講座があると思うんですけど、具体的にどんなことを想定されていますか。

○見崎孝之スマイルライフ推進課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

講座の具体的なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、感染拡大がしている地域からの講師を呼ぶに当たってはそういうオンラインで会議ができるだとか、あとは、講師が会場に来て、各受講者はうちで受講ができるということで、そういうものを考えていきたいというふうに考えているものでございます。

○杉田源太郎委員 同僚委員の間にもたくさんいると思うんですけど、私もここ何か月か、今日の朝も地域の方からスマホを買ったんですけど、やり方が分からないと。それで、いまだに、75歳以上の方だったんですけど、やり方を教えてもらってやったんですけど、まだワクチン接種の予約が取れない。やり方、こういうのあるよ、ああいうのがあるよって焼津のあれはないので、今日もちょっとしたんですけど、そういうのでやっても分からない。自分もそうだけど、あんまり得意じゃないもんで。

そういうことなんかというのは、今後、新しくスマホというのをやっぱりやってみようかなという方はお年寄りでもいると思うんですよ。そういうことについても、こうしたそういうものというのは予定されていますか。

○見崎孝之スマイルライフ推進課長 それこそ今デジタル戦略課のほうと調整を図りながら、国の補助を、業者が国の補助を受けながら、スマホの講習会を開くというものにエントリーしているところがございます。それが決定すれば、各公民館でスマホの取扱い講座をやっていけるようなことができますし、今年もそれこそ公民館の窓口にスマホの教室をやってもらいたいという声も聞いてございまして、それで、公民館の中ではスマホの講座をやっていこうというところがございますので、今後も利用者の皆さんとそういうふうな情報機器の進展に伴い、使えるような講座を実施していきたいというふうに考えているものでございます。

○杉田源太郎委員 ぜひお願いをいたします。

それを1回受けたからその人がちゃんとできるようになると分からないので、継続的にやっていただきたいということと、もう一つ心配なのは、初めてスマホなんかを使ってやっと分かったといった人たちが詐欺に遭っているという、そういうことで、いろんなコンビニだとかそういうところへ行って何かやると……。

○渋谷英彦委員長 杉田委員、審査からあまりはずれないように。

○杉田源太郎委員 そういうものもちゃんと教えるような講座にさせていただくことをお願いして、質疑を終わります。

○渋谷英彦委員長 では、ほかに。

○秋山博子委員 自主運行バスの抗菌コーティングについて伺います。

具体的なコーティングの方法、それから、時期、台数、その効力を教えてください。

○新村浩三道路課長 秋山委員へお答えします。

まず、台数ですけれども、自主運行バスは現在6台保有していますので、6台のほうにコーティング剤の散布を行います。実際に散布ですけれども、コーティング剤のほうを座席ですとか、降車ブザー、つり革や料金箱など、さらに、手と手を触れるところにつきまして、コーティング剤を散布します。これによりまして菌等を不活性化させるものでございます。なお、時期につきましては、おおむね2か月程度ぐらいをめどとしております。

以上でございます。

○秋山博子委員 そうすると、何かスプレーのようなもので散布するというものなんでしょうか。それで、2か月程度でということでしたけれども、それは一月したらもう一回散布するだとか、そういうものになるんでしょうか。それともその効力はどのぐらい続くだとか、その辺も教えてください。

○新村浩三道路課長 まず、散布の方法ですけれども、やはりこういうのは専門の業者がおりますので、そちらの業者さんのほうにお願いをしましてやっていただくという形になります。

あと、実際の効力でございますけれども、実際の効力は、例えば1か月、2か月で落ちてしまうものでもございませぬので、おおむね2年ですとか、そのぐらいまではもつというふうに聞いておりますので、そういったことで、頻繁な対応というのではなくて、長期にわたっての効果が持続するものであるということで認識しております。

以上でございます。

○秋山博子委員 では、次になります。自立支援に関してですけれども、この事業は社協



が事務事業といいますか、それをするのか、または、市のほうで、福祉事務所のほうでやるのかとか、その辺を教えてください。

○杉山広晃地域福祉課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

今回の制度の前に、先ほども少し述べておりますけれども、小口資金の関係で貸付、それから生活福祉資金、総合支援資金と呼んでおりますけれども、この2つについては社会福祉協議会のほうでやっております。

今回の新型コロナウイルス感染症対策の支援金でございますけれども、これは市のほうで予算を取ってやるものでございます。

以上です。

○秋山博子委員 では、次に、水産業流通力強化のところについてですけれども、これ、委託先がどこかというのはこれからだと思うんですけれども、例えばこういった種類の業者が委託先になってくるのか、その選定方法、それから、参加する水産業の事業者、何社ぐらいを想定しているのか、教えてください。

○杉山佳丈水産振興課長 委託先についてでございます。

ウェブ物産展につきましては、インターネット上のどこのショッピングモールに開設するかというところは非常に大きな要件、成功の要件を握っていくかと思っております。

そういった中で、インターネット上で今最大のショッピングモールサイトが楽天市場になります。この楽天市場に出店することが最も効果的であると。また、楽天市場さんは食品のカテゴリーでいけば、他のサイトと比べましても40%を超えるシェアを誇っているというところでありますので、ここに物産展を行うことによって大きな集客が見込めるのではないかと考えております。楽天市場さんを想定しているというお答えにさせていただきます。

あと、水産事業者でどの程度の参加だということでもございますけれども、物産展への参加につきましては、何社かというよりも多くの商品を展示したいというふうに考えておまして、その目標としては1,000商品ぐらい置かせていただいて、いろんなものの販売促進を図っていきたいというふうに考えています。

○秋山博子委員 了解です。

それでは、内訳なんですけれども、委託料の3,493万9,000円、それから、負担金、補助金及び交付金として272万円になったわけなんですけれども、楽天に出店を考えているとか、それがこの委託料に充当されているということになるのかなと思いますけれど、負担金とか補助金及び交付金、この部分の金額というのはどういうものなのでしょうか。

○杉山佳丈水産振興課長 お答えさせていただきます。

負担金等の272万円、これにつきましては、水産加工業者が流通力の強化を図るために施設整備を行いたいというところで当初補正の中で予算を計上させていただきました、交付の申請を受けていたところでございます。そういった交付の申請を受ける中で、多くの事業者の皆さん、施設整備を図りたいというところでの申請がございましたので、この予算に不足が生じたものですから、これについて増額の補正をさせていただくというものでございます。

○秋山博子委員 そうしますと、ウェブ物産展の支援ということとは別に項目が上がっているということですか。

○杉山佳丈水産振興課長 そのとおりでございます。物産展のほうは委託料、施設整備のほうが負担金と、そういうのがありますということでございます。

○秋山博子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第60号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○渋谷英彦委員長 挙手総員であります。よって、議第60号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算審査特別委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

これもちまして、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

閉会 (11:06)